

令和元年度第2回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 令和元年12月25日(水) 午後2時00分～午後4時10分
- 場 所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 0人
- 会議に付した案件
 - ・ 第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
- 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 資料1 「第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)」
 - ・ 資料2 「第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメントの実施について」
 - ・ 資料3 「ご意見一覧表」
 - ・ 資料4 「平成30年度 高崎市家庭教育推進事業実績」
 - ・ 資料5 「平成30年度 就学児子育て講座実績」
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：16名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
1	高崎市医師会 理事	新井 英夫	
2	高崎市市長会 副会長	飯野 茂	欠席
3	認定こども園代表（高崎市保育協議会認定こども園部会長）	石井 博	
4	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	内山 美奈	
5	保育園代表（高崎市保育協議会保育園部会長）	粕川 泰彦	
6	元教育委員長、あすなろ学園学童クラブ代表	小見 勝栄	
7	高崎市私立幼稚園・こども園父母の会連合会	小山 久美	
8	高崎市民生委員児童委員協議会 子ども福祉研究委員会 委員長	佐藤 貴江	
9	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
10	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
11	公募市民	花岡 秀行	
12	高崎市保育協議会保護者会 会長	花田 聡	
13	公募市民	林 雅美	
14	幼稚園代表（高崎市私立幼稚園・こども園協会）	原 徳明	
15	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	深澤 アサ子	
16	高崎市PTA連合会 常任理事	星野 雅代	欠席
17	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	欠席
18	日本労働組合総連合会群馬県連合会高崎地域協議会 副議長	山口 博之	
19	高崎市小学校長会 多胡小学校長	吉村 紀子	

○ 出席者（事務局職員）：23名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。</p> <p>それでは、会議の開会に先立ちまして、本日の会議は出席16名、欠席3名でございますので、高崎市子ども・子育て会議の開催要件を満たすことをご報告いたします。</p> <p>また、会議は公開となっておりますことを併せて報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。</p>
2. 委嘱状交付 (事務局)	<p>はじめに、次第の2「委嘱状交付」でございます。令和元年12月1日から令和3年1月30日を任期とする子ども・子育て会議の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>(子育て支援担当部長から委員に委嘱状を交付)</p> <p>なお、本日欠席の委員3名におかれましては、改めて事務局から委嘱状をお渡しさせていただきます。以上で委嘱状の交付を終わります。</p> <p>それでは、次に進めさせていただきます。ただ今委嘱状を交付させていただきましたが、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、本子ども・子育て会議につきまして、改めて簡単にご説明させていただきます。</p> <p>(子育て会議の概要について説明)</p> <p>それでは、次第に基づき進めさせていただきます。</p>
3. 委員の紹介 (事務局)	<p>次第の3「委員の紹介」でございます。本日は、委員改選後に開く初めての会議でございますので、委員の皆様へ一言、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(各委員の自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p>
4. 事務局職員 の紹介 (事務局)	<p>次に、子ども・子育て会議事務局職員の紹介を行います。</p> <p>(事務局職員の自己紹介)</p>
5. 議事1 (事務局)	<p>それでは議事に入ります。高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますが、会長が選出されるまでの間は、事務局で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事の1「会長及び副会長の選出」を行わせていただきます。会長及び副会長の選出は、高崎市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、委員の互選によることになっております。委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。</p> <p>(委員の互選により、会長に松橋委員、副会長に千葉委員が選出される。)</p> <p>議事2以降の進行につきましては、高崎市子ども・子育て会議条例第6条に基づき、会長により行われておりますが、会長は都合により本日出席されておりませんので、同条例第5条第3項により、副会長に進行をお願いしたいと思います。副会長は副会長席にお移りいただければと思います。</p>

	<p>それでは、副会長就任にあたりまして一言ご挨拶を頂戴したいと思います。副会長、よろしくお願いいいたします。</p> <p>(副会長のあいさつ)</p> <p>ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては副会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。</p>
(副会長)	<p>それでは議事を進めさせていただきますが、次の議事に入る前に、高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項により、会議録署名人の指名をさせていただきます。私からは、委員Aにお願いしたいと思います。委員Aには、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいいたします。</p>
5. 議事2 (副会長)	<p>次に議事2「第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)について」を議題いたします。</p> <p>(第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画素案の第1章から第4章について事務局から説明を行った。)</p> <p>ありがとうございました。第1章から第4章まで非常にきめ細かい施策、第3章と第4章につきましてはその内容に沿った計画の方向性が示されておりました。内容の濃い計画で、今後の高崎市に必要な支援となっています。ここまでの説明の中で、委員の皆様からご意見等はございますか。</p>
(委員B)	<p>障害のある子どもが今現在どのくらいいて、保育園や小学校などでどういった対応がとられているのか教えていただきたいです。</p>
(事務局)	<p>保育所におきましては、ダウン症をはじめとした児童の受入れを行っておりまして、各施設において適切な保育を実施しているところでございます。また、気になる子といったお子さんに対しても市のほうで発達支援センターにつなぐといった対応をさせていただいているところでございます。</p> <p>小学校につきましては、お子さんの障害に応じた学級を立ち上げ、きめ細かい指導を行っている状況でございます。</p>
(委員B)	<p>私たちが子どもが小さい頃は、その学校に特別学級が設けられてその学級やまた元の学級に戻って一般の子ども達と一緒に勉強するといったことがありましたが、今もそのような状況でしょうか。</p>
(事務局)	<p>現在も交流学級に戻って授業を受けたり、ゆうあい学級という特別支援学級で学ぶといった状況でございます。</p>
(委員C)	<p>前回の8月の会議からの継続性というところについて、会議で挙げた意見が継続的にどういった形になるのか見えていったほうがわかりやすいと思ひます。</p>

(事務局)	資料や説明方法等、今後検討をしてみたいです。
(委員D)	放課後等デイサービスがいろいろなところで空き家を活用して展開されていますが、実際の事業数や在籍数、こういった指導内容なのか市で把握していれば教えていただきたいです。
(事務局)	お子さんが小学校に上がるまでは、児童発達支援という特別な療育的なサービスを受けます。小学校に上がった段階で意見書や先生の診断書によって放課後デイサービスに通うこととなってきます。現在60箇所近くになっており、大体1箇所10人程度といったところだと思いますが、各放課後デイサービスにもより異なります。職員についても、看護師や保育士さんの資格を有している方もいらっしゃいます。放課後デイサービスについては、障害福祉課が主管課であり事務局にはおりませんので、詳細については、後日お答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
(委員D)	このデイサービスは、届出制という理解でよろしいでしょうか。また、保育内容や適正な運営といった指導についてはどなたが判断するのでしょうか。
(事務局)	届出制となっております。以前は群馬県がその指導をしておりましたが、4月からこの権限が市町村に降りてきましたので、高崎市で行っているところでございます。
(委員E)	放課後デイサービスというのは、どこがやっているのかわからない。ある時には、学校の中にまで迎えに来て連れて帰って家まで送り、その価格が1か月千円くらいだという話を聞いて、一体どういうシステムなのかと疑問に思います。自治体からかなりの補助金が出ているのか、担当課はどのように認識しているのか教えていただきたい。
(事務局)	<p>主管課は障害福祉課になりますので、細かい数字的なものははっきりしないところがございます。また、送迎についてお話がありましたが、これはサービスとして行われておりましたが、決して送迎がいいと思っているわけではございませんが、保護者の方にとってそれが便利で使っているといったお話も伺っております。送迎については、親御さんの希望ではなく、あくまでも療育として行っています。学童の中で問題があったり、より丁寧な支援が必要だと思われる子に対して正式な書面によって行われております。そういった計画の下でないと通うことはできないといった仕組みになっておりますので、ある程度きちんとした体制の下、行われることになっています。</p> <p>設置認可について、今年から高崎市に権限がおりてまいりましたので、今後しっかり監査をすることが大切ですし、入所を希望する方の中でこの人はどこまで利用が出来るというものを判断していく必要があると思っております。</p> <p>今のご質問につきましても、後日お答えさせていただきます。</p>
(委員B)	障害者支援SOSセンターばる〜んができて1年あまり経ちますが、小さいお子さんのいる親御さんが子どもや就労の関係で、センターに相談をしているといったお話はありま

すでしょうか。また、発達障害といった言葉が多く聞かれるようになりましたが、そういったお子さんは学校の中でどのように授業を受けているのか、支援がなされているのか教えてください。

(事務局)

SOSセンターと発達に特性のあるお子さんについてということで、SOSに寄せられるお話は障害福祉課の担当になりますが、就労支援についての相談についても対応いただいていると思います。

発達障害という言葉については、最近増えてきているのか、言葉自体が周知されてきたために増えているように感じているといったところもあると思いますけれども、こども発達支援センターでも市内全部の保育園やこども園等を前期・後期と2回廻っていますし、その他にも園で心配なお子さんについては、園の先生向けに巡回相談を行っております。親御さんが相談をしたいということであれば、園に出向いて保護者相談も行っております。園を卒業して就学されるお子さんについては、こども発達支援センターで関わっている場合には、入学する学校を一度事前に見学に行くように薦めたりですとか、一人で行くことに対してためらいのある場合については、一緒に同行する等の対応をしております。学校に通い始めてからは、小学校1年生訪問といって、市内全58の小学校を廻っておりまして、お子さんの様子を見守るよう対応をしておりますし、学校に慣れていない1年生に対する対応について、学校の先生方にお話をする場合もあります。要望があれば、小・中学校にも発達支援センターの専門職の職員が出向いてお話をさせていただいておりますので、中学生までのお子さんでしたら、こども発達支援センターのほうで間に入りながら、その子の特性が生かされるような形で支援して参りたいと思っております。

(副会長)

よろしいでしょうか。

それでは、素案の第5章、第6章について、事務局から説明をお願いします。

(素案の第5章及び第6章について、事務局から説明を行った。)

ありがとうございました。

(事務局)

ここで委員の皆様から事前にご意見を頂戴していただきましたので、質問を紹介し、担当課より回答させていただきます。

それではまず、委員Fからいただいたご意見です。子育て支援講座の開催方法の検討ということで、参加しやすい曜日・時間での開催についてご意見をいただきましたが、平成25年度・26年度に講座参加者対象に「参加しやすい曜日」「時間帯」についてアンケート調査を行い、曜日に関しては日曜日を除く各曜日を希望する方がほぼ同率という結果となったことや、時間帯に関して7割の方が午前中を選択していたことから、そのアンケート集計に基づき、なるべく保護者が参加しやすいような講座の曜日・時間帯の設定を心がけながら、講座を開催しております。また、託児を依頼することで、安心して参加できるような環境づくりも心がけています。

また、子育て支援講座の開催方法の検討について「乳幼児の健康診査と一緒に開催するなど、開催方法について検討すべきではないか」とのご意見をいただきましたが、検診と併せた講座の開催という点では、就学時健診に際して、就学児をもつ全保護者向けに就学

子育て講座を行っている他、乳幼児の検診等に際しての講座は今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、公立幼稚園の幼保連携型認定こども園化について委員Fと委員Gからご意見をいただいておりますが、満3歳児未満の受入については、保育所、認定こども園の増改築や新設、保育士確保施策、さらに、移行を希望する私立幼稚園の認定こども園化等の推進による受け入れ枠の拡大等により対応可能と見込んでおります。このようなことから、公立幼稚園は当面は現状のとおり、公立の役割と良さを活かしつつ、幼稚園として、既存の保育施設、私立幼稚園との役割分担、また、保育需要の高まりや国の施策の動向等も踏まえ、本市の幼児教育水準の維持・向上に貢献してまいりたいと考えております。

委員Gからは、高崎こども憲章について「新しい計画の基本理念とするならば、内容を見直す必要があるのではないか」というご意見をいただきましたが、「たかさきこども憲章」及び「こども都市宣言」は、高崎市民憲章の前文において示されている「子どもたちの未来を考えるまち」を基本理念として、子どもと大人の両方の目線から未来を目指す子供たちへの道しるべとして定められたものであり、次期計画についても、現計画の基本理念を引き継ぐかたちで策定をしてまいりたいと思います。

また、「保育士の働き方改革について、保育士の短時間労働を認めるなど公立保育所が先がけてモデルケースを示してはどうか。」というご意見をいただきましたが、本市の公立保育所におきましては、すでにご指摘の短時間勤務の保育士等の活用を行うなど、その他職員の休暇の確保や長時間労働の軽減、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できる制度を一定程度導入しているところがございます。公立保育所の働き方改革に関するモデルケースについては、現在お示しすることは難しいところではございますが、今後も職員の労働環境の改善、負担軽減等が図れるよう、研究してまいりたいと考えております。

次に、委員Dから「保育の質の向上に資する取り組みとして、幼稚園教諭一種免許状所有者に処遇改善に単費で加算を検討してはどうか。」というご意見をいただきましたが、質の向上に資する取り組みについては、平成27年度から施行された子ども・子育て新制度において、保育士の人材確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を提供するため、従前の運営費に相当する施設型給付費を手厚くする対応がされており、以降毎年度、積極的に処遇改善に取り組む施設に、人件費相当分の増額が段階的に実施されております。その一方で、本市の独自事業としての支援につきましては、財政措置を伴うものでございますので、国の処遇改善に係る施策を研究しながら、適切な支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続いて、「幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の間で11時間の開所（園の利用）が当然のように利用する意識が高まっていることを懸念する。」といったご意見をいただきましたが、施設を利用される保護者につきましては、多様化する就労形態のなか、就労時間に応じて、必要な範囲の中で施設を利用しているものと認識しておりますが、いただいたご意見の内容を踏まえまして、今後は無償化による影響を注視してまいりたいと考えております。

また、「保育の長時間化がもたらす子どもの発達や保護者の意識の変化について長期的な視点での調査を実施するとともに、働き方の見直しなど子ども・子育て会議からあらゆる

る方面に啓発してほしい。」といったご意見をいただきました。子どもの発達に関する調査や保護者の意識調査については、今後関係部署に実施方法や内容などについて意見を聴取し、次回のニーズ調査に質問を盛り込むなど、研究してまいりたいと思います。

続きまして、「ワークライフバランスを実現できる事業計画を策定してほしい」というご意見をいただきましたが、本計画は、ワークライフバランスの推進事業や高崎市男女共同参画計画など、働き方に関する本市の事業や計画とも整合性をとりながら計画を策定しているところでございます。今後も関係部署と連携を図り、高崎で子育てしやすい環境を整えるべく、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご意見として、「第1期計画との変更点について、概略を示した資料を事前に提供していただきたかった。」という意見をいただきましたので、今後資料の作成にあたり、参考にさせていただきたいと考えております。

(委員D) ありがとうございます。次回というお話がありましたが、具体的にいつのことでしょうか。

(事務局) 次期計画は、令和6年度に策定作業に入りますので、その時点でのということになります。ただ、無償化の影響により、現計画に反映する必要がある内容については、適宜修正をしていくことも考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

(委員D) わかりました。この会議は継続的に行われているのですから、市で無償化の影響を調べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局) 次に委員Hからいただいたご意見です。「母子保健推進員と主任児童委員の地域ごとの連絡会議等があり、情報共有ができるといいのではないか。」といったご意見をいただきました。情報共有につきましては、地域に根差した子育てに関する活動等の情報は、情報交換により共有することは可能であると考えられますが、所属する委員としての立場で事業の実施に際して知り得た個人に関する情報は、守秘していただく情報となり、共有することができないことから、参加される委員が主体となってお住いの地域に根差した情報を共有できる場の構築につきましては、今後、研究させていただきます。

(委員H) やはりそれぞれの家庭環境というのが、虐待等の防止に大いに役立つと思っております。守秘義務というのも各委員さんが重々承知をしているものでありますので、できればあまり大きな集まりでなく、小さい地域毎の集まりにおいてそれぞれの家庭環境の情報というものを共有できたらと思っております。ありがとうございました。

(事務局) 次に、委員Iからいただいたご意見です。計画中のワークライフバランスの説明における「男性が主体的に」との文言について再検討いただきたいのご意見をいただきました。高崎市男女共同参画計画との整合性を諮りつつ、関係部署と相談のうえ、適切な表現を検討してまいりたいと思います。

次に、計画中の「放課後児童クラブに対するハード面、ソフト面の支援について、具体

的な内容を説明していただきたい。」とのご意見をいただきました。放課後児童クラブに対するハード面とソフト面の支援については、主に施設の拡充と運営に対する支援を考えております。

また、放課後児童支援員等を対象とした研修会の実施について「放課後児童クラブの運営が円滑に行えるよう、研修の対象者を拡大し、運営委員長や保護者会長なども含めた定期的な事業説明会を実施して欲しい。」とのご意見をいただきました。放課後児童クラブにおける運営上の基本的な考え方については、市の運営指針や委託料基準資料等で毎年お示ししており、それに基づき各クラブの運営を進めていただいているところでございます。運営委員長はじめ、保護者会長、支援員に新しくなられた皆様におかれましても、まずは運営指針等を参考としていただき、不明な点につきましては、個別にお問い合わせいただきたいと思います。また、これまででも新制度に移行した際や事業を拡充した際などには説明会を適宜実施させていただきましたが、この度ご意見を伺いましたので、定期的な説明会の実施については、今後検討してまいりたいと考えております。

また、「放課後健全育成事業の質と量の確保について、支援員不足の解消策と支援員の資質向上への取り組みを加えて欲しい。また、人件費への補助を検討して欲しい。」とのご意見をいただきました。

支援員の人材確保については、現在のところ、各クラブから職員募集の広報掲載依頼があった際には随時対応させていただいているところでございます。また、市が人材を斡旋するという点については難しいと考えておりますが、処遇改善事業およびキャリアアップ処遇改善事業を継続実施する方向で検討することにより、支援員の賃金水準の改善を図ることで、人材の確保や定着に向けた取り組みの一助となればと考えております。なお、今後はハローワークなどへ人材確保に向けた協力の依頼や、退職予定の保育士や教職員の方々に再度活躍していただけるように働きかけを行う仕組みづくりなど、人材の確保に必要な対策につきまして研究してまいりたいと考えております。

最後に、「こども救援センターと児童相談所とがどのように連携しているかを説明して欲しい。」とのご質問をいただきました。本市での児童虐待事案については、県の西部児童相談所と連携をしながら対応しています。具体的な例でご説明しますと、まず児童虐待の通告を受けた児童相談所もしくは市町村が初動の調査を行い、一時保護などの専門的な対応が必要とされる場合には児童相談所に送致を行います。それ以外のケースであれば本市の子育て支援サービスの利用を促すことや、職員による家庭訪問を行うなど市で支援してまいります。また、必要に応じ児童相談所と本市でケース会議等を開催し、情報共有と支援方針等を協議するなど、連携体制を整えております。

事前にいただいていたご意見やご質問に対する回答は以上となります。

(副会長)

ありがとうございました。それでは、第5章、第6章についての皆様からのご意見はいかがでしょうか。

(委員J)

公立幼稚園の認定こども園化について、今回2人の委員から意見が出ているということを行行政はもっと重く受け止めるべきだと思います。保育協議会のスタンスはずっとこの姿勢です。現在、施設の増築や保育士の雇用、認定こども園化の推進など、保育所のニーズ

が高まっているわけですが、これはただ単に保育園に入る年齢が3歳より前倒しになっているだけで、少子化により入る子どもは減っているのです。ですから、新設・増築をした場合には、隙間風が吹いていくことになることは予想できます。公立幼稚園は、幼稚園というインフラが既に整っている。教育を保育へ中身を代えるなど、ハードではなくソフトの対応をすることによって、今の一時的な需要が賄えるのではないかとずっと言い続けてきました。もうそこに設備があり、活用できるのであれば、新設のような二重投資をしなくてすむ公立幼稚園の認定こども園化を進めてほしいと言い続けてきました。今回この意見にどのような回答をされるかと気になっておりましたが、「幼稚園には教育という公立の幼稚園としての役割があります。」という回答でした。役割がありますだけでは少し説明が不足していると思います。それから、素案57ページの幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について記載がありますが、公立や民間などの表記がないもので、認定こども園関連でどうしても公立を入れないのはなぜなのかと思います。公立幼稚園の役割の明確化をしたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局) 貴重なご意見をありがとうございます。現状ですと、本日申し上げた以上の回答はできかねますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(副会長) ありがとうございます。皆様からのたくさんのご意見をありがとうございます。委員の皆様からのご意見を踏まえ、今後事務局で必要な修正等を行います。現時点での第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画の素案について、ご承認いただけるようであれば拍手をお願いいたします。

(委員から拍手)

ありがとうございます。皆様の拍手をもってご承認いただいたものといたします。最後に3月に開催予定の、第3回高崎市子ども・子育て会議において、最終案を事務局から提案していただきます。委員の皆様にはその内容を審議していただき、第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画として承認するかどうか、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。

(事務局) 副会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。ここで事務局から1点ご説明させていただきます。

第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメントの実施について、ご説明させていただきます。

パブリックコメントとは、市の基本的な政策を定める計画等の策定過程において、その内容等を広く公表し、市民の皆様からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して市としての考え方を公表し、意思決定を行う一連の手続きをいい、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、この手続きにより市民の市政への参画と開かれた市政の推進に資することを目的として実施するものです。本計画においては、令和2年2月3日から24日までを期日として実施する予定でございます。広報高崎2月1日号でお知らせする

	<p>とともに、市ホームページやこども家庭課、各支所市民福祉課で資料などを公表したいと思います。いただいたご意見などを検討し、必要に応じて本計画の修正を行っていく予定でございます。</p> <p>説明は以上でございますが、議事以外のことでも構いませんので、何かご意見やご質問等はございますか。</p>
(委員 I)	<p>パブリックコメントに関連したことなのですが、この計画は、内容としてもかなりの量になるかと思いますが、ホームページに公表する際には、全てのデータを公表するのでしょうか。また、こども家庭課や各支所でも公表をしているということですが、これは紙媒体が置かれているということでしょうか。公表される時期についても教えていただきたいです。</p>
(事務局)	<p>ホームページについては、2月3日からPDF形式で公表をする予定です。こども家庭課や各支所市民福祉課では、紙媒体で窓口に置かせていただく予定になっております。</p>
(委員 F)	<p>今日会議に出席させていただいて感じたことですが、事務局に障害福祉課の職員がいてもいいのではないかと思います。事務局の在り方を少し考えるべきではないかと思います。また、先ほどの委員Dのご質問に絡んできますけれども、5年後の第3期計画の策定の際に、無償化による影響について調査を行うといった回答でしたが、確実に実施していただけるように引き継いでいただければと思います。先ほど委員Jが意見した内容についても、ここで終わりということではなくて、是非検討するということが大切だと思います。今後どう在るべきかということを入れていただきたいです。よろしくお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。会議の内容を検討させていただき、次回の会議に反映をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事業計画につきましては、本日の会議でいただいたご意見を参考に修正させていただき、パブリックコメントの準備を進めさせていただきます。なお、次回の会議で最終案について委員の皆様よりご承認をいただいたうえで、来年4月1日施行を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
6. 閉会	<p>以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。</p>
(事務局)	<p>それでは、これを持ちまして令和元年度第2回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。</p>